

# 報告事項 黄金山地区乗合タクシーの割引制度開始について

## 1. 黄金山地区乗合タクシーの概要

南区黄金山地区は、広島市南東部の黄金山（標高約 220m）の北側に位置する地域である。団地・集落並びに商業施設・医療施設及び公共施設等は、黄金山の傾斜部から平地部にかけて存在しており、地域の北側を東西に国道 2 号が走っている。同地区は、集落からバス停までの距離が長く、また地域内の勾配も急であるため、自家用車等を利用できない高齢者の生活交通の確保が課題となっている。

このため、黄金山地区社会福祉協議会や(有)カープタクシー等で構成する「黄金山地区生活交通支援協議会」（以下、「地元協議会」という。）が新たな生活交通の導入に向けて検討を重ね、平成 22 年 10 月から黄金山地区乗合タクシーの運行を開始した。



## ■現在までの経緯（概要）

時 期	内 容
平成 21 年 7 月	試験運行・第 1 回アンケートの実施
平成 21 年 10 月	実験運行開始
平成 22 年 7 月	広島市地域公共交通会議※合意（本格運行の開始について）
平成 22 年 10 月	本格運行開始
平成 23 年 7 月	路線・ダイヤ改正（週 5 日から週 3 日の運行へ変更、本浦コースの減便（第 1 便の廃止等）
平成 25 年 8 月	無料体験乗車実施（3 日間）
平成 26 年 8 月	賛助会員制度の開始（月 1 回以上利用してもらうことを会員と約束）
平成 27 年 2 月	賛助会員に対し無料乗車券を配布
平成 27 年 3 月	住民決起集会の開催
平成 28 年 7 月	第 28 回生活交通支援協議会（ダイヤ・ルート見直しについて）
平成 28 年 8 月	広島市地域公共交通会議※合意（ダイヤ・ルート見直しについて）
平成 28 年 10 月	路線・ダイヤ改正（起終点の変更、停留所の新設、経路の一部変更、旭町コースの増便等）
平成 29 年 10 月	路線・ダイヤ改正（経路の変更、旭町コースの減便等）
平成 30 年 4 月	第 37 回生活交通支援協議会（ダイヤ・ルート見直しについて）
平成 30 年 10 月	路線・ダイヤ改正（旭町コースの廃止等）

※乗合運送の形態やサービス水準等について、地域の実情を加味したうえで、具体的な協議を行う会議で、学識経験者、一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民又は利用者の代表、運輸局、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、該当地域を管轄する交通管理者、道路管理者、広島市で構成。

## 2. 現行の路線及び運賃等の設定

現行の運行計画に関する概要は以下のとおりである。

### ■運行形態

名 称	黄金山地区乗合タクシー							
実 施 主 体	黄金山地区生活交通支援協議会 (黄金山地区社会福祉協議会、(有)カープタクシー、市都市交通部)							
運 行 事 業 者	(有)カープタクシー							
運 行 路 線 ・ 運 行 日 等 (P.4 路線図参照)	<table border="1"><tr><td>運 行 日</td><td>月・水・金曜日 ※</td></tr><tr><td>キ ロ 程 所 要 時 間</td><td>(循環) 9.5 km・48 分</td></tr><tr><td>停 留 所</td><td>23 か所 ※団地内はフリー乗降</td></tr></table> <p>※祝日、12/31～1/3、8/14～16 は運休</p>		運 行 日	月・水・金曜日 ※	キ ロ 程 所 要 時 間	(循環) 9.5 km・48 分	停 留 所	23 か所 ※団地内はフリー乗降
運 行 日	月・水・金曜日 ※							
キ ロ 程 所 要 時 間	(循環) 9.5 km・48 分							
停 留 所	23 か所 ※団地内はフリー乗降							
運 行 便 数 (P.5 時刻表参照)	8 便／日							
運 費	大人（中学生以上）：250 円 小学生：100 円（小学生未満無料）							
使 用 車 両	ジャンボタクシー（乗車定員 10 人）							